【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第５項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月10日
【中間会計期間】	第11期中（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）
【会社名】	コスモエネルギーホールディングス株式会社
【英訳名】	COSMO ENERGY HOLDINGS COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　山田　茂
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目７番１号
【電話番号】	03（6743）7538　（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　松本　潤三郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目７番１号
【電話番号】	03（6743）7538　（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　松本　潤三郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年11月11日に提出した第11期中（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　企業情報
　第３　提出会社の状況
　　２　役員の状況
　　(2) 役員の報酬等

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第３【提出会社の状況】

２【役員の状況】

（２）役員の報酬等

（訂正前）

（省略）

[中長期インセンティブ報酬の算定方法]

（ⅰ）本制度の対象とする職務執行期間（以下「対象職務執行期間」という。）
　当社の取締役である業務執行役員：2025年７月～2028年６月
　当社の各中核事業会社の取締役である業務執行役員：2025年７月～2028年６月

（ⅱ）支給水準
　2025年度から2027年度までの連続する３事業年度を評価対象期間として対象となる各業務執行役員に付与される基準ポイント数及び株式交付ポイント数の上限は、以下のとおりです。
なお、株式交付ポイントは１ポイントあたり１株とします。ただし、会社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、会社株式の分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの会社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）を調整します。
また、別表２における基準ポイント数及び株式交付ポイント数の上限の適用は、2025年度に係る定時株主総会の終了直後における当社グループの各社の各業務執行役員の役位名称に基づくものとします。

＜全体＞

	株式交付ポイント数の上限
コスモエネルギーホールディングス㈱	700,000ポイント
コスモ石油㈱	700,000ポイント
コスモ石油マーケティング㈱	700,000ポイント
コスモエネルギー開発㈱	700,000ポイント
合　計	2,800,000ポイント

＜役位毎＞（別表２）

	役位	基準ポイント数	株式交付ポイント数の上限
コスモエネルギーホールディングス㈱	取締役会長	6,900ポイント	10,350ポイント
	取締役社長　社長執行役員	8,860ポイント	13,290ポイント
	取締役副社長執行役員	4,790ポイント	7,185ポイント
	取締役専務執行役員	4,150ポイント	6,225ポイント
	取締役常務執行役員	3,250ポイント	4,875ポイント
	取締役執行役員	2,240ポイント	3,360ポイント
コスモ石油㈱	取締役社長　社長執行役員	4,790ポイント	7,185ポイント
	取締役副社長執行役員	3,770ポイント	5,655ポイント
	取締役専務執行役員	3,250ポイント	4,875ポイント
	取締役常務執行役員	2,870ポイント	4,305ポイント
	取締役執行役員	1,980ポイント	2,970ポイント
コスモ石油マーケティング㈱及びコスモエネルギー開発㈱	取締役社長　社長執行役員	4,150ポイント	6,225ポイント
	取締役専務執行役員	3,250ポイント	4,875ポイント
	取締役常務執行役員	2,870ポイント	4,305ポイント
	取締役執行役員	1,980ポイント	2,970ポイント

代表権を有する場合の役位別乗数及び役位別上限額は代表権を有さない同一役位と等しい値を適用します。

（ア）基準ポイントを株式交付ポイントに転換するにあたっての算定式

(a)業績連動部分

株式交付ポイントの業績連動部分＝基準ポイントの業績連動部分（基準ポイント×50%）
×　対象職務執行期間における在任月数（注１）/12ヶ月
×　業績連動係数（注２）（１ポイント未満切り捨て）

(b)非業績連動部分

株式交付ポイントの非業績連動部分＝基準ポイントの非業績連動部分（基準ポイント×50%）
×　対象職務執行期間における在任月数（注１）/12ヶ月
（１ポイント未満切り捨て）

(c)追加ポイント

追加ポイント（注３）＝基準ポイントの業績連動部分（基準ポイント×50%）
×　（12ヶ月－対象職務執行期間における在任月数/12ヶ月）
×　業績連動係数（注２）（１ポイント未満切り捨て）
＋　基準ポイントの非業績連動部分（基準ポイント×50%）
×　（12ヶ月－対象職務執行期間における在任月数/12ヶ月）
（１ポイント未満切り捨て）
（省略）

（訂正後）

（省略）

[中長期インセンティブ報酬の算定方法]

（ｉ）本制度の対象とする職務執行期間（以下「対象職務執行期間」という。）
当社の取締役である業務執行役員：2025年７月～2026年６月
当社の各中核事業会社の取締役である業務執行役員：2025年７月～2026年６月

（ii）支給水準
2025年度から2027年度までの連続する３事業年度を評価対象期間として対象となる各業務執行役員に付与される基準ポイント数及び株式交付ポイント数の上限は、以下のとおりです。
なお、株式交付ポイントは１ポイントあたり１株とします。ただし、会社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、会社株式の分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの会社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）を調整します。
また、別表２における基準ポイント数及び株式交付ポイント数の上限の適用は、2025年度に係る定時株主総会の終了直後における当社グループの各社の各業務執行役員の役位名称に基づくものとします。

＜全体＞

	株式交付ポイント数の上限
コスモエネルギーホールディングス㈱	700,000ポイント
コスモ石油㈱	700,000ポイント
コスモ石油マーケティング㈱	700,000ポイント
コスモエネルギー開発㈱	700,000ポイント
合　計	2,800,000ポイント

＜役位毎＞（別表２）

	役位	基準ポイント数	株式交付ポイント数の上限
コスモエネルギーホールディングス㈱	取締役会長	6,900ポイント	10,350ポイント
	取締役社長　社長執行役員	8,860ポイント	13,290ポイント
	取締役副社長執行役員	4,790ポイント	7,185ポイント
	取締役専務執行役員	4,150ポイント	6,225ポイント
	取締役常務執行役員	3,250ポイント	4,875ポイント
	取締役執行役員	2,240ポイント	3,360ポイント
コスモ石油㈱	取締役社長　社長執行役員	4,790ポイント	7,185ポイント
	取締役副社長執行役員	3,770ポイント	5,655ポイント
	取締役専務執行役員	3,250ポイント	4,875ポイント
	取締役常務執行役員	2,870ポイント	4,305ポイント
	取締役執行役員	1,980ポイント	2,970ポイント
コスモ石油マーケティング㈱及びコスモエネルギー開発㈱	取締役社長　社長執行役員	4,150ポイント	6,225ポイント
	取締役専務執行役員	3,250ポイント	4,875ポイント
	取締役常務執行役員	2,870ポイント	4,305ポイント
	取締役執行役員	1,980ポイント	2,970ポイント

代表権を有する場合の基準ポイント数及び株式交付ポイント数の上限は代表権を有さない同一役位と等しい値を適用します。

（ア）基準ポイントを株式交付ポイントに転換するにあたっての算定式

(a)業績連動部分

株式交付ポイントの業績連動部分＝基準ポイントの業績連動部分（基準ポイント×50%）
×　対象職務執行期間における在任月数（注１）/12ヶ月
×　業績連動係数（注２）（１ポイント未満切り捨て）

(b)非業績連動部分

株式交付ポイントの非業績連動部分＝基準ポイントの非業績連動部分（基準ポイント×50%）
×　対象職務執行期間における在任月数（注１）/12ヶ月
（１ポイント未満切り捨て）

(c)追加ポイント

追加ポイント（注３）＝基準ポイントの業績連動部分（基準ポイント×50%）
×　（12ヶ月－対象職務執行期間における在任月数）/12ヶ月
×　業績連動係数（注２）（１ポイント未満切り捨て）
＋　基準ポイントの非業績連動部分（基準ポイント×50%）
×　（12ヶ月－対象職務執行期間における在任月数）/12ヶ月
（１ポイント未満切り捨て）

（省略）